

高齢者外出支援乗車事業

路線バスの
優待乗車制度です!

のご案内

高齢者外出支援乗車事業についてのお問い合わせは…

川崎市高齢者外出支援乗車事業相談窓口

☎ 044-200-1316

FAX 044-200-1317

受付時間 月曜から金曜（土日祝日、年末年始を除く）
午前8時30分から午後5時15分

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

※折り返しのお電話が必要な際は、上記電話番号とは異なる番号からご連絡させていただきますので、あらかじめご了承ください。



川崎市健康福祉局高齢者在宅サービス課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

PASMO・モバイルPASMOは株式会社パスモの登録商標です。

Suica・モバイルSuicaは東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

Apple PayはApple Inc.の商標です。

※JR東日本Suica利用承認第64号/株式会社パスモ商標利用許諾済 第36号
※当該承認は東日本旅客鉄道株式会社が本商品・サービスの内容・品質を保証するものではありません。

※当該承認は株式会社パスモが本商品・サービスの内容・品質を保証するものではありません。

※取得した個人情報は本サービス以外には、使用いたしません。

川崎市では、市内在住の70歳以上の方を対象に、社会的活動への参加を促進し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、高齢者外出支援乗車事業（以下「本事業」といいます。）を実施しています。

ご申請いただくと、市内を運行する路線バスに優待乗車できるようになります。

* 本事業を利用するためには *

本事業をご利用いただくためには、ICカード（記名PASMOまたはMy Suica（記名式））のご準備と申請手続きが必要です。

※ふれあいフリーパスをご利用中の方も「福祉パス」への切り替えが必要です。



利用をご希望の方は、次のページをご覧ください! >>>

1 申請方法

1 記名PASMO または My Suica (記名式) の準備

本事業の利用には、**記名PASMO** または **My Suica (記名式)** が必要です。

ステップ①

次のICカードをお持ちですか？



→お持ちの方は **ステップ②** へ

→お持ちでない方は**P5**の **②ICカードをお持ちでない方** へ

ステップ②

ICカードのオモテ面またはウラ面にご本人の氏名は記載されていますか？
(※氏名の掲載がないものやご本人のものでない場合は使用できません。)



→お持ちの方は **ステップ③** へ

→記載されていない方は**P5**の **③ICカードは持っているが、氏名が記載されていない方** へ

ステップ③

次の使用できないICカードに該当していませんか？

使用できないICカード

- クレジットカード等と一体となっているPASMOまたはSuica
- モバイルPASMO・Apple PayのPASMOまたはモバイルSuica・Apple PayのSuica
- 川崎市内のバス路線に乗りできるバス定期券等が付加されたPASMOまたはSuica
(※鉄道定期券が付加されたPASMOまたはSuicaは使用できません)
- 最後の利用から10年以上利用していないPASMOまたはSuica

→該当していない場合は、お手持ちのICカードでご利用が可能です。

P3の **② 申請書類の作成と郵送** の申請へお進みください

→該当している場合は**P5**の **④氏名が記載されたICカードは持っているが、使用できないICカードに該当している方** へ

2 申請書類の作成と郵送

1 番号通知書 兼 申請書の記入



同封している「川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する番号通知書 兼 申請書」の太枠内の①氏名、②電話番号、③カードケース御希望欄に必要事項をご記入ください。

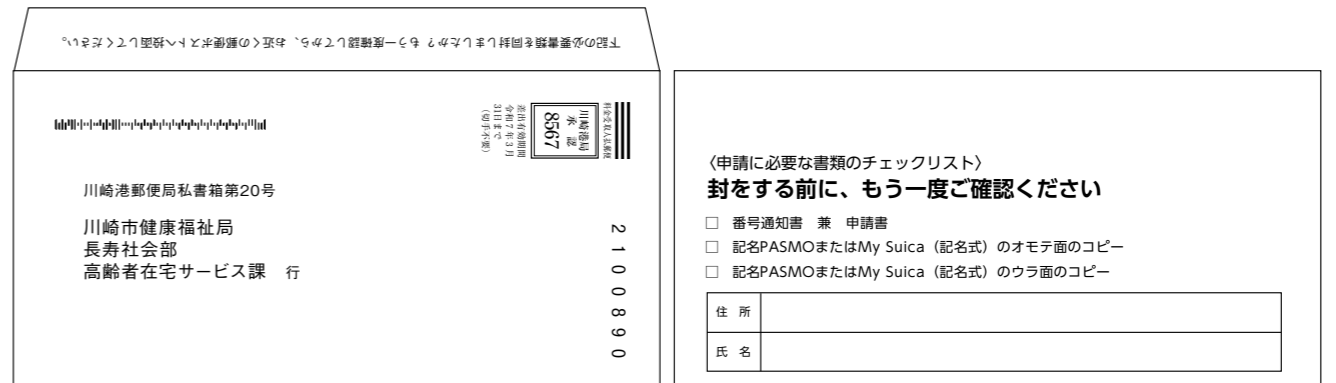
※番号通知書兼申請書は切り取らないでください。

2 記名PASMO または My Suica (記名式) のオモテ面とウラ面のコピー



氏名とカード番号がはっきりとわかるように、コピーを取ってください。

3 返信用封筒に①と②の書類を入れて郵便ポストに投函してください。



以上で申請手続きは完了です！

返信用封筒をポストへ投函後、**概ね10日営業日**で「利用手続き完了のお知らせ」が届きます。

2 記名PASMOおよびMy Suica(記名式)について

記名PASMOおよびMy Suica(記名式)とは?

記名PASMOとは?



PASMOは、株式会社パスモが発行している交通系ICカードです。

記名PASMOとは、カードのオモテ面またはウラ面にご本人の氏名が記載されたPASMOであり、記名人のみ利用可能です。

記名PASMOの取り扱い窓口

- PASMO取り扱い事業者(東急電鉄・京浜急行電鉄・小田急電鉄など)の駅に設置されている自動券売機および定期券販売窓口など
- PASMO取り扱いバス事業者の営業所・案内所など

My Suica(記名式)とは?



Suicaは、JR東日本が発行している交通系ICカードです。

My Suica(記名式)とは、カードのオモテ面にご本人の氏名が記載されたSuicaであり、記名人のみ利用可能です。

My Suica(記名式)の取り扱い窓口

JR東日本の駅に設置されている券売機およびみどりの窓口

① 記名PASMO または My Suica(記名式) をお持ちの方

お手持ちの記名PASMO または My Suica(記名式) をお使いいただけます。

ただし、記名PASMO または My Suica(記名式) であっても、次に該当する場合は使用できません。

使用できないICカード

- クレジットカード等と一体となっているPASMOまたはSuica
- モバイルPASMO・Apple PayのPASMOまたはモバイルSuica・Apple PayのSuica
- 川崎市内のバス路線に乗車できるバス定期券等が付加されたPASMOまたはSuica (※鉄道定期券が付加されたPASMOまたはSuicaは使用できます)
- 最後の利用から10年以上利用していないPASMOまたはSuica

② ICカードをお持ちでない方

取り扱い窓口で記名PASMO または My Suica(記名式) を取得してください。

③ ICカードは持っているが、氏名が記載されていない方

取り扱い窓口でお手持ちのICカードを記名式に変更するか、新たに記名PASMO または My Suica(記名式) を取得してください。

④ 氏名が記載されたICカードは持っているが、使用できないICカードに該当している方

取り扱い窓口で、新たに記名PASMO または My Suica(記名式) を取得してください。

ご注意ください!!

- 本事業で使用すると、同一のICカードで一日乗車券やその他企画券の利用、複数人の運賃を支払うことができなくなりますのでご注意ください。

3 事業内容

1 対象者

川崎市に住民登録のある満70歳以上の方

2 事業内容

ICカードを登録することにより、市内を運行する路線バスに優待乗車できるようになります。優待乗車の内容は、次のとおりです。

1 高齢者特別乗車証【ひと月あたりの乗車回数が10回未満の方はこちらがお得】

登録したICカードが高齢者特別乗車証となり、大人料金の概ね半額の運賃で路線バスに乗車できます。

2 高齢者フリーパス【ひと月あたり乗車回数が10回以上の方はこちらがお得】

ひと月あたり1,000円のご負担で、通用期間中は何回でも路線バスに乗車できるフリーパス機能を追加できます。

高齢者フリーパスの利用を希望する場合は、「利用手続き完了のお知らせ」が届いた後、別途、発行窓口（市内のバス営業所・券売所および郵便局）で手続きが必要です。

高齢者フリーパスは、1か月、2か月、3か月、6か月、12か月から期間を選択できます。

■ 高齢者フリーパスの種類と負担金額

1か月券	2か月	3か月	6か月	12か月
1,000円	2,000円	3,000円	6,000円	12,000円

※2か月券は、郵便局のみの取り扱いです。

3 福祉パス【発行要件を満たす方は、路線バスに無料乗車可能】

障害者手帳をお持ちの方やその介助者など、交付要件に該当する方は、路線バスに無料で乗車できる福祉パス機能を追加できます。

福祉パスの利用を希望する場合は、「利用手続き完了のお知らせ」が届いた後、別途、発行窓口（市内のバス営業所・券売所および郵便局）で手続きが必要です。

4 利用できるバスの種類と通用区間

1 利用できるバスの種類

川崎市バス・小田急バス・
神奈川中央交通・川崎鶴見臨港バス・
京浜急行バス・東急バス



2 通用区間

○ 利用できる路線

- 川崎市内を運行する路線バス
- 川崎市内と市外をまたいで運行する路線バス

※本事業利用可能な路線バス通用区間について、ご不明な点はバス乗務員にお尋ねください。

× 利用できない路線

- 横浜市市営バス、深夜バス、iバス（稲城市コミュニティバス）
- 高速道路を運行する路線
川崎駅～木更津駅東口、浮島～横浜駅、川崎駅～東京ディズニーリゾート、溝の口駅～新横浜駅、東扇島～横浜駅など
- 羽田空港等への直行路線
（京浜急行バスの川崎駅～羽田空港路線を除く）
- 季節的に、または臨時的に設けられた路線

3 その他利用できるバス

ワンコインバス（川崎駅～川崎病院）は、高齢者フリーパスと福祉パスのみ利用可能です。

※高齢者特別乗車証では利用できません。

ご注意ください!!

- 高齢者特別乗車証、高齢者フリーパス、福祉パスは本人以外利用できません。不正な手段で発行を受けた場合や不正に利用した場合は、利用を停止する場合があります。
- 市外へ転居など、本事業の要件を欠いた場合は、利用を停止します。有料の高齢者フリーパスをお持ちの方で、有効期間が1か月以上ある場合は、払い戻し手続きが可能です。
- 本事業の申請手続きは、原則、区役所・支所・出張所ではできません。